

悪臭防止法の規制方式変更について【報告事項】

標記の件について、下記のとおりご報告致します。ご意見がございましたら、別紙「書面表決及び意見書」に記載し事務局までご提出ください。

1. 規制方式変更について

令和2年度第1回環境審議会での諮問事項であった「悪臭防止法の規制方式変更について」、10月15日に、佐藤会長から原田市長に答申書を手交いただきました。これを受け、10月22日付け恵庭市告示第187号（別紙）により、11月1日から臭気指数制度を導入しました。

【答申書手交の様子】



2. 運用状況について

8月5日、悪臭防止法に基づく臭気測定を行い、基準超過が認められたため12月16日に事業者に対し改善勧告を行いました。なお、本件については、臭気指数制度の導入前の案件であったことから、特定悪臭物質濃度方式によって測定を行いました。

恵庭市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の実績報告について【報告事項】

標記の件について、下記のとおりご報告致します。ご意見等がございましたら、別紙「書面表決及び意見書」に記載し事務局までご提出ください。

恵庭市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）では、市内における温室効果ガスの削減目標を掲げており、その排出状況等について公表することとしています。平成29年度（確定値）および平成30年度（速報値）の温室効果ガス排出量は以下のとおりです。

1. 温室効果ガスの排出量について

平成29年度の市内の温室効果ガス排出量の総計は、809千t-CO₂となり、基準（平成25）年度比1.4%の増加（前年度比11.6%の減少）となりました。

部門別では、産業部門で基準年度比8.8%の増加（前年度比19.6%の減少）、民生部門で同6.7%の減少（同0.5%の減少）、運輸部門で同3.2%の減少（同0.3%の増加）、廃棄物部門で同4.5%の減少（同6.1%の減少）となりました。

合計値の増加については、構成比50.8%を占める製造業における温室効果ガス排出量が増加したことが主な要因として挙げられます。これは排出量の算定に用いる製品出荷額について、北海道の製品出荷額に占める恵庭市の割合が大きく増加したことによります。

また、速報値ではありますが、平成30年度の排出量の総計は、780千t-CO₂となり、基準（平成25）年度比2.2%の減少となりました。

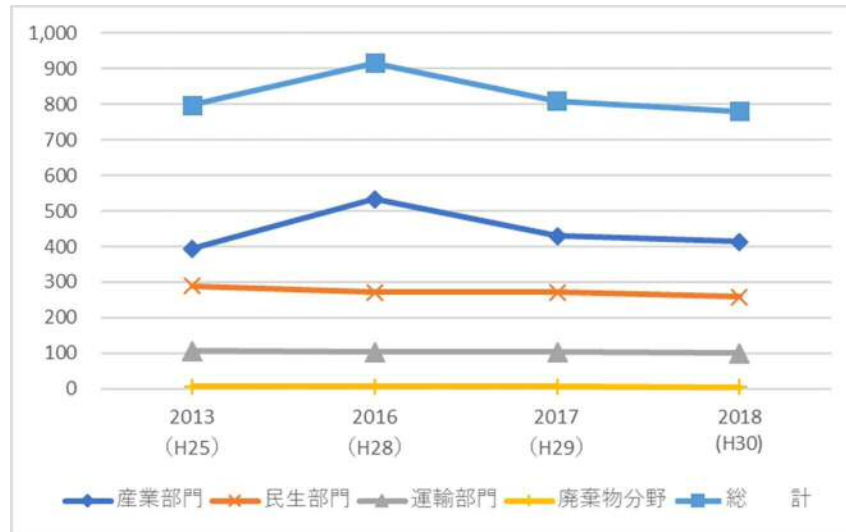
(単位：千t-CO₂)

部門			2013 (H25)	2016 (H28)	2017 (H29)				2018 (H30)			
			※基準値			前年度比	基準年度比	構成比	※速報値	前年度比	基準年度比	構成比
産業部門			394	533	429	-19.6%	8.8%	53.0%	413	-3.6%	4.9%	53.0%
	農林水産業		18	14	13	-9.6%	-30.9%	1.6%	12	-2.7%	-32.7%	1.6%
	建設業・鉱業		6	5	5	1.9%	-11.3%	0.6%	5	-7.4%	-17.9%	0.6%
	製造業		370	514	411	-20.1%	11.1%	50.8%	396	-3.6%	7.1%	50.8%
民生部門			290	272	271	-0.5%	-6.7%	33.5%	259	-4.4%	-10.8%	33.2%
	家庭		167	172	170	-1.0%	2.0%	21.0%	159	-6.5%	-4.6%	20.4%
	業務		123	100	101	0.3%	-18.5%	12.4%	100	-0.8%	-19.2%	12.8%
運輸部門			106	103	103	0.3%	-3.2%	12.7%	101	-1.9%	-5.0%	13.0%
	自動車	旅客	68	64	65	0.8%	-4.8%	8.0%	63	-2.6%	-7.3%	8.1%
		貨物	33	34	34	-0.1%	1.4%	4.1%	34	0.0%	1.4%	4.3%
	鉄道		5	5	5	-2.9%	-10.9%	0.6%	5	-4.9%	-15.3%	0.6%
廃棄物分野			7	7	7	-6.1%	-4.5%	0.8%	7	-0.4%	-4.9%	0.8%
	焼却	一般廃棄物	0	0	0	-	-	0.0%	0	-	-	0.0%
	埋立	一般廃棄物	6	6	6	-7.4%	-4.8%	0.7%	6	-0.4%	-5.1%	0.7%
	排水処理	終末処理場	1	1	1	4.2%	-2.9%	0.1%	1	-0.8%	-3.7%	0.1%
		し尿処理施設	0	0	0	12.6%	2.8%	0.0%	0	1.9%	4.7%	0.0%
		生活排水処理施設	0	0	0	0.4%	6.2%	0.0%	0	0.5%	6.8%	0.0%
総 計			797	915	809	-11.6%	1.4%		780	-3.6%	-2.2%	

※ 排出量は各種統計データを用いて算出しています。今後、各種統計データの変更や算定方法の見直しなどがあった場合、排出量は変更されることがあります。

※ 端数処理の関係から、実際の計算と一致しない場合があります。

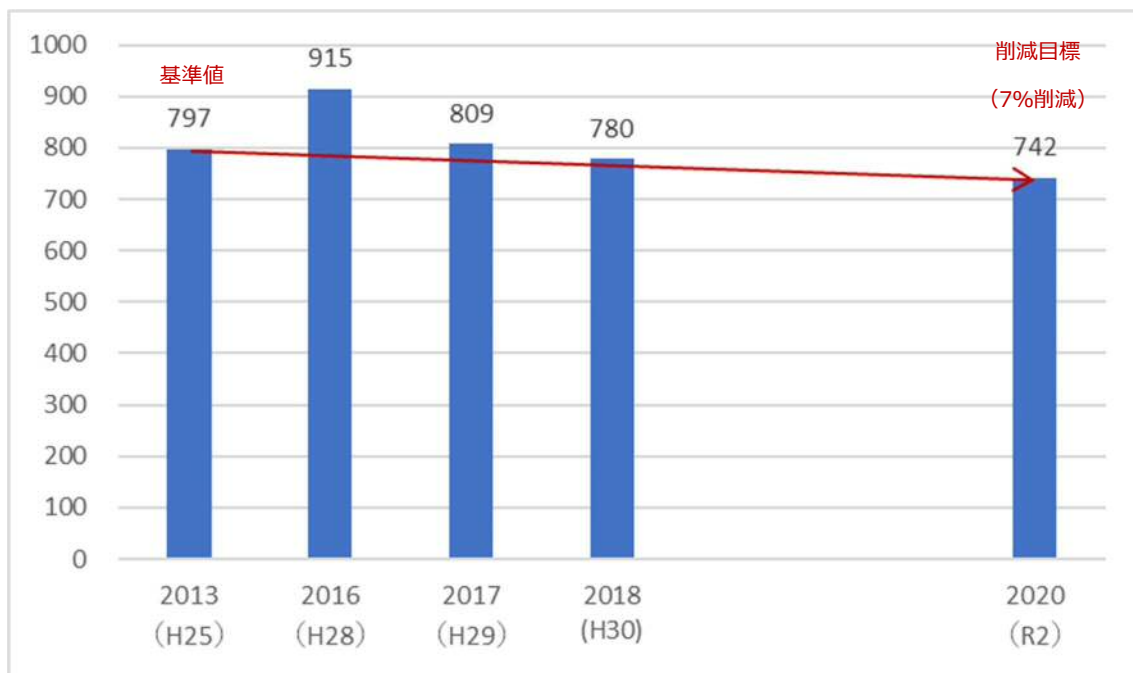
部門別 排出量の推移



2. 目標の進捗について

計画では、平成25年度の797千t-CO₂から年1%削減し、目標年度である令和2年度に742千t-CO₂とすることとしています。これに対する進捗としては、前述のとおり、平成29年度で1.4%の増加、平成30年度では2.2%の減少となっており、目標達成に向けて、さらに排出削減を進める必要があると言えます。

なお、計画策定時、基準となる平成25年度排出量は736千t-CO₂でしたが、算定方法や公表されている各種統計数値の変更に伴い、797千t-CO₂に変更しています。同様に、削減目標についても686千t-CO₂から742千t-CO₂に変更しています。



地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の計画期間延長について【表決事項】

標記の件について、下記のとおり取り進めたくお伺いします。事務局案に賛成又は反対を別紙「書面表決及び意見書」に記載し事務局までご提出ください。

1. 地球温暖化対策実行計画（区域施策編）と環境基本計画の統合

恵庭市では、区域（市）内における温室効果ガス排出抑制のための総合的な計画として、平成28年度に「恵庭市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」（以下「区域施策編」という）を定めました。現在、計画期間満了に伴う改定時期を迎えていますが、今回の改定では、より効果的・効率的に地球温暖化対策を推進することを目的として、この区域施策編を「環境基本計画」に統合し、一体的に地球温暖化対策を推進していくこととします。

2. 区域施策編の計画期間の延長

計画期間満了の時期について、区域施策編（令和2年度まで）と「環境基本計画」（令和3年度まで）に1年間のズレがあります。統合に向けて計画期間を一致させるため、区域施策編を1年間延長することとします。

計画名	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
地球温暖化対策実行計画 （区域施策編）																				
環境基本計画																				

3. 延長期間における削減目標

計画期間延長に伴う削減目標の修正については、「年1%削減」という現計画の基本的な考え方はそのままに、期間を「7年間」から「8年間」に延長して下記のとおり設定することとします。

現在の削減目標 : 平成25年度から年1%ずつ削減（7年で7%）
 新しい削減目標 : 平成25年度から年1%ずつ削減（8年で8%）

4. 市民周知

本件について、市公式ホームページにおいて市民へ周知することとします。

第 3 次恵庭市環境基本計画の策定方針案について 【表決事項】

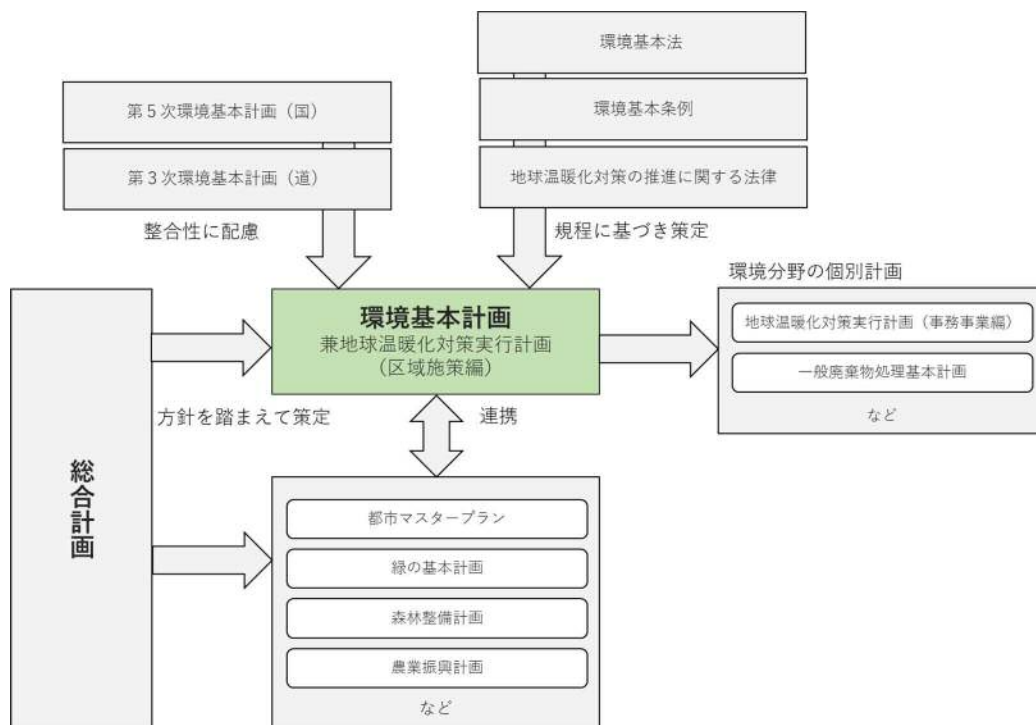
標記の件について、下記のとおり取り進めたくお伺いします。事務局案に賛成又は反対を別紙「書面表決及び意見書」に記載し事務局までご提出ください。

1. 計画の目的

環境基本計画は、恵庭市環境基本条例に掲げる基本理念・基本方針を総合的かつ計画的に推進することを目的に定めるものです。恵庭市では平成 13 年度に第 1 次恵庭市環境基本計画を策定し、その後、平成 24 年度に現行計画である第 2 次恵庭市環境基本計画を策定しました。このたび、令和 3 年度をもって第 2 次環境基本計画の計画期間が終了することから、昨今の環境に関する社会情勢の変化への対応および環境政策のさらなる推進を図るため、令和 3 年度中に第 3 次環境基本計画を策定します。

2. 計画の位置づけ

第 3 次環境基本計画は恵庭市環境基本条例第 8 条に基づき策定するものであり、市の最上位計画である『第 5 期 恵庭市総合計画後期基本計画』を環境面から推進するための計画です。国や道の環境基本計画等との整合を図りながら、本市の他の個別計画等と連携し推進していきます。



3. 計画の期間

計画期間は令和3年度から令和12（2030）年度までの10年間とします。

4. 計画の範囲

恵庭市環境基本条例第7条の基本方針に基づき、本計画で扱う範囲を『生活環境』、『自然環境』、『地球環境』に分類し、さらに同第19条で掲げる『環境教育』を加えた4つの視点で整理し、取組を進めていきます。

5. 計画の体系

本計画は条例に定めるとおり、環境の保全に関する長期的な目標や基本的施策の方向を示すものであり、具体的な施策や事業については、関連する個別計画とも調和しながら推進していくこととします。

（1）基本目標

恵庭市環境基本条例に基づき、下記のとおりとします。

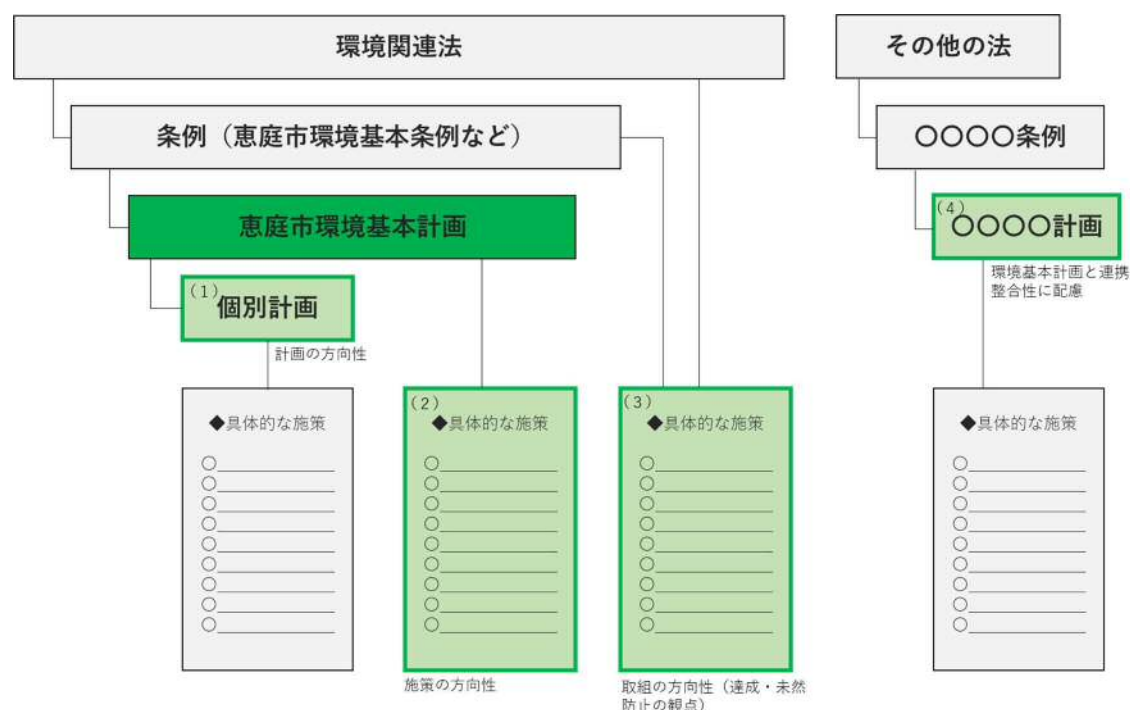
No	基本方針（環境基本条例）	視点
1	第7条（1）市民の健康が保護され、及び生活環境が保全されるよう大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素を良好な状態に保持すること。	生活環境
2	第7条（2）人が自然と共に生きる豊かな環境を実現するため、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保を図るとともに、森林、農地及び水辺地等における多様な自然環境を保全すること。	自然環境
3	第7条（3）身近な自然環境及び個性を活かした潤いのある都市景観等の確保並びに歴史的又は文化的環境の形成を図り並びに活力と安らぎのある良好な環境を創造すること。	
4	第7条（4）環境への負荷の少ない社会システムを構築し、地球環境保全に配慮した社会を創造するため、資源及びエネルギーの消費を押さえ、再資源化や廃棄物の減量に努め環境への負荷の少ない社会を構築すること。 ⇒地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を含む	地球環境
5	第19条 市は、環境の保全及び創造について、事業者及び市民が理解を深めるとともにその活動が促進されるように、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の推進を図るものとする。 第20条2項 市は、事業者、市民及び民間団体等と協力して環境の保全及び創造に関する施策を推進するための体制を整備するものとする。	環境教育 連携

(2) 施策体系の決定プロセス

具体的な施策の決定にあたっては下記のプロセスを進めることとします。

- ①前計画の総括と次期計画での課題抽出
- ②今後の対策に向けた考え方の整理
- ③国、道の環境基本計画との整合
- ④市民意見の反映（アンケートの実施）

(3) 施策の方向性決定にあたっての基本的な考え方



①個別の実施計画がある施策（環境分野）

関連計画等との調和を図る。

例）恵庭市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）、恵庭市一般廃棄物処理基本計画等

②個別の実施計画がない施策（環境分野）

施策の方向性を定める。

例）自然環境保全の普及啓発等

③法・条例に基づく個別施策（環境分野）

環境基準達成や公害の未然防止に向けた取組の方向性を定める。

例）公害各法に基づく公害対策等

④個別の実施計画がある施策（その他分野）

関連計画との調和を図る。

例）恵庭市緑の基本計画、恵庭市森林整備計画等

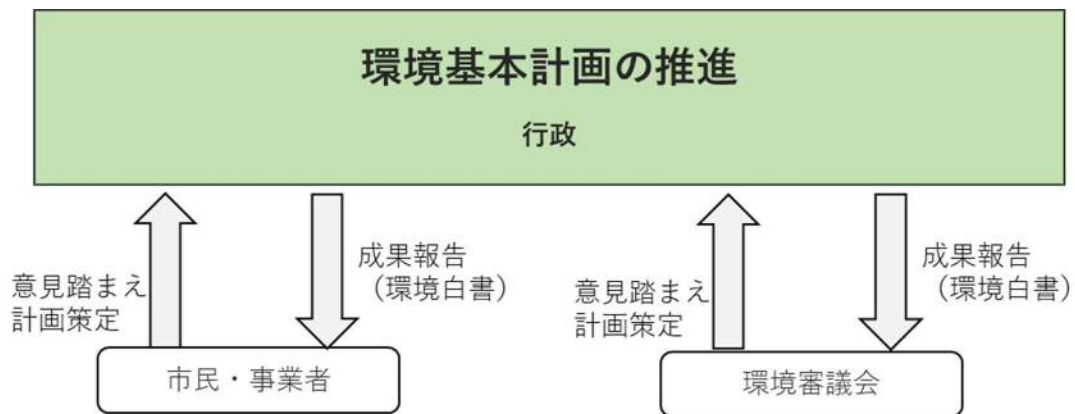
6. 市民アンケートの実施

基本的な施策の方向に市民の声を反映するため、市民アンケートを実施します。アンケートでは、施策分野ごとに『重要度』、『満足度』で分類し、施策のメリハリをつけることにも活用します。

7. 管理指標の設定

施策の進捗を適切に管理するため、管理指標を設定します。管理指標の設定にあたっては、行動目標ではなく、極力、定量目標で設定します。

8. 推進体制



9. 進行管理

本計画の着実な推進に向け、恵庭市環境基本条例 10 条に基づき、毎年度、取組状況を『恵庭市の環境（白書）』にまとめて報告することとします。

10. 策定業務の委託

本業務の目的をより効果的かつ効率的に達成するため、環境分野全般に関する高い専門知識及び本市環境行政における課題や各種調査結果を的確に分析する高度な技術力を有する業者に委託します。

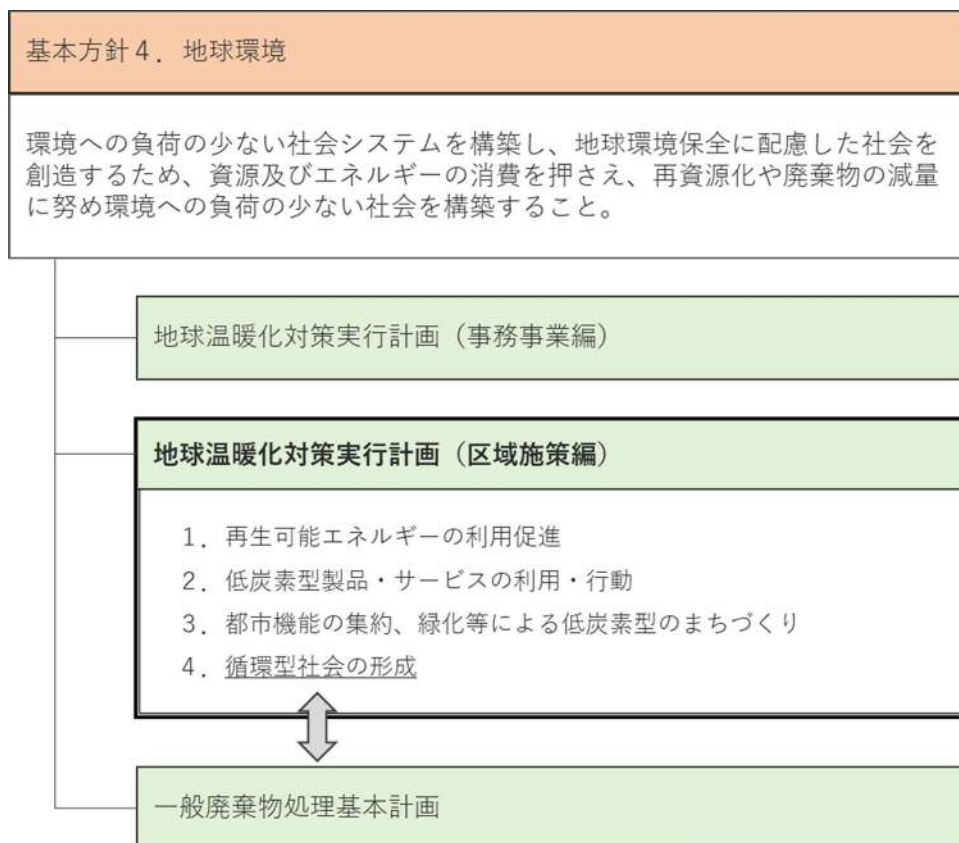
1 1. 地球温暖化対策実行計画（区域施策編）との統合

恵庭市では、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下「温対法」）に基づく、区域内における温室効果ガス排出抑制のための総合的な計画として、平成28年度に「恵庭市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を定めました。このたび、令和3年度に計画期間満了に伴う改定時期を迎えますが、今回の改定では、より効率的・効果的に地球温暖化対策を推進することを目的として、「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を「環境基本計画」に統合することとします。計画名は「第3次恵庭市環境基本計画（兼地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」とし、計画期間は環境基本計画と同じ10年間とします。

具体的には、基本方針4の「地球環境」分野において、区域内の温室効果ガスの排出に係る現状・削減目標およびこれに向けた具体的な施策の方向性を定めていきます。施策の内容は、温対法に沿って以下とします。

【区域施策編として定める施策の内容】

1. 再生可能エネルギーの利用促進
2. 低炭素型製品・サービスの利用・行動
3. 都市機能の集約、緑化等による低炭素型のまちづくり
4. 循環型社会の形成



12. スケジュール

令和3年 4月 委託業者選定開始（プロポーザル審査）

令和3年 5月 策定業務委託契約

令和3年12月 パブリックコメントの募集

令和4年 3月 完成・公表

No	内容	R3年度												備考
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
1	委託先選定													プロポーザル審査
2	契約													
3	環境審議会①													概要説明
4	常任委員会①													概要説明
5	現況整理・施策体系検討													各課照会、市民アンケート実施
6	次期計画骨子案作成													
7	環境審議会②													アンケート結果・骨子案について
8	常任委員会②													アンケート結果・骨子案について
9	次期計画素案作成													
10	環境審議会③													素案・パブコメ実施について
11	常任委員会③													素案・パブコメ実施について
12	パブリックコメントの募集													30日間以上
13	最終案作成													
14	環境審議会④													パブコメ結果・最終案について
15	常任委員会④													パブコメ結果・最終案について
16	完成・公表													

令和2年度地球温暖化対策事業について【報告事項】

標記の件について、下記のとおりご報告致します。ご意見等がございましたら、別紙「書面表決及び意見書」に記載し事務局までご提出ください。

1. 概要

例年、地球温暖化対策事業として、クールチョイスの普及啓発を目的としたえにわ環境・エネルギー展の開催やその他市内集客イベントへの出展を行ってきましたが、今年度は新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、これらのイベント事業が実施できなかったことから、代替事業として、インターネットを活用した啓発動画や画像の配信、その他小中学生向けの啓発リーフレット配布といった『非対面式』の啓発活動を実施しています。

これらの事業については、環境省の補助事業を活用して実施しています。

2. 事業内容

(1) 啓発動画や画像配信

時期：11月18日公開開始

内容：YouTubeや市公式FACEBOOK等での啓発動画・画像の配信

(2) 小学生向け環境動画とクイズページの作成

時期：12月上旬公開開始

内容：YouTubeや専用Webサイトによる小学生向け啓発動画の配信

(3) 小中学生向けリーフレット等の配布

時期：12月18日から配布

内容：小・中学生への啓発リーフレット配布

(4) フリーペーパー「ちゃんと」への省エネ住宅に関する啓発記事掲載

時期：12月から1月までに4回掲載

内容：第1回：省エネ住宅とは？（12月4日号掲載）

第2回：省エネ住宅の4つのメリット（12月25日号掲載）

第3回：断熱改修（1月15日号掲載）

第4回：ZEH（ゼッチ、ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）（1月29日号掲載）

(5) 広報えにわへの特集記事掲載

時期：12月1日

内容：「広報えにわ」への断熱リフォームに関する啓発記事掲載

各事業のイメージ

(1) 啓発動画や画像配信

【啓発動画（約30秒）】



YouTube

【啓発画像】



恵庭市HPに掲載

(2) 小学生向け環境動画とクイズページの作成

【小学生向け動画】



YouTube

【クイズページ】



専用HP開設 (<https://next50.cc-eniwa.jp/>)

(3) 小・中学生向けリーフレットの配布

【小学生向け】



【中学生向け】



(4)フリーペーパー「ちゃんと」への省エネ住宅に関する啓発記事掲載

省エネ住宅①

こんにちは、恵庭市役所環境課です。初回は「省エネ住宅とは？」という部分について、対策の柱となる3要素についてお話ししました。今回は「省エネ住宅の4つのメリット」についてご紹介させていただきます。

① 光熱水費の削減
冷暖房の使用を抑えることで、光熱水費を減らすことができます。灯油やガスなどは燃焼するときにCO₂を排出します。電気は火力発電の段階で同様にCO₂を排出しているため、これらの使用量を減らすことが身近な地球温暖化対策となります。

② 室内の快適性の向上
冷暖房の使用を抑えるため、暑さや寒さを我慢している方も多いと思いますが、省エネ住宅では少ない冷暖房エネルギーでも真夏は涼しく、真冬は暖かく快適に過ごしやすいです。

③ 健康リスクの低減
真夏の熱中症や冬のヒートショックのリスク低減の他、換気の整った高断熱の省エネ住宅は結露が少ないことなどから、ダニやカビの繁殖を防止できることや、こどもがかかりやすい疾患（アトピー性皮膚炎、喘息、アレルギー性鼻炎等）の改善が期待できるというメリットもあります。

④ 住宅の長寿命化
結露を減らすことができるため、木質の建材や壁紙等の腐朽・劣化が抑制されます。

今回は、既存の住宅を省エネ住宅にするための「断熱改修」について紹介する予定です。

お問い合わせ／恵庭市生活環境部環境課 tel.0123-33-3131（内線 1141）

12月4日号掲載

省エネ住宅②

こんにちは、恵庭市役所環境課です。前回では省エネ住宅についてとそのメリットについてお話ししてきました。今回は実際に省エネ住宅化する際の「断熱改修」についてご紹介させていただきます。

① 断熱改修の概要
断熱改修とは、建物内外の断熱性を高めるための改修工事のことです。断熱材を壁や天井、床に敷き、窓を断熱性能の高いものに交換することで、冷暖房のエネルギーを減らすことができます。

② 断熱改修の種類
断熱改修には、断熱材の敷き替え、窓の交換、ドアの交換などがあります。また、断熱材の敷き替えには、既存の断熱材を撤去してから敷き替えるものと、既存の断熱材の上に新しい断熱材を敷くものがあります。

③ 断熱改修のメリット
断熱改修を行うことで、冷暖房のエネルギーを減らすことができ、光熱水費を削減できます。また、室内の快適性が向上し、健康リスクも低減します。

お問い合わせ／恵庭市生活環境部環境課 tel.0123-33-3131（内線 1141）

12月25日号掲載

省エネ住宅③

こんにちは、恵庭市役所環境課です。前回では省エネ住宅についてとそのメリットについてお話ししてきました。今回は実際に省エネ住宅化する際の「断熱改修」についてご紹介させていただきます。

① 断熱改修の種類
断熱改修には、断熱材の敷き替え、窓の交換、ドアの交換などがあります。また、断熱材の敷き替えには、既存の断熱材を撤去してから敷き替えるものと、既存の断熱材の上に新しい断熱材を敷くものがあります。

② 断熱改修のメリット
断熱改修を行うことで、冷暖房のエネルギーを減らすことができ、光熱水費を削減できます。また、室内の快適性が向上し、健康リスクも低減します。

お問い合わせ／恵庭市生活環境部環境課 tel.0123-33-3131（内線 1141）

1月15日号掲載

(5)広報えにわへの特集記事掲載

特集

NEXTSo

私たちができる地球温暖化対策

省エネリフォームのすすめ

お問い合わせ 環境課 33-3131 内線 1141

広報えにわ 2020年12月

断熱改修のメリット

断熱改修を行うことで、冷暖房のエネルギーを減らすことができ、光熱水費を削減できます。また、室内の快適性が向上し、健康リスクも低減します。

断熱改修の種類

断熱改修には、断熱材の敷き替え、窓の交換、ドアの交換などがあります。また、断熱材の敷き替えには、既存の断熱材を撤去してから敷き替えるものと、既存の断熱材の上に新しい断熱材を敷くものがあります。

お問い合わせ 環境課 33-3131 内線 1141

広報えにわ 2020年12月

省エネ住宅のメリット

省エネ住宅は、冷暖房のエネルギーを減らすことができ、光熱水費を削減できます。また、室内の快適性が向上し、健康リスクも低減します。

断熱改修のすすめ

断熱改修を行うことで、冷暖房のエネルギーを減らすことができ、光熱水費を削減できます。また、室内の快適性が向上し、健康リスクも低減します。

お問い合わせ 環境課 33-3131 内線 1141

広報えにわ 2020年12月

DIYで断熱リフォーム！

断熱リフォームは、断熱材の敷き替え、窓の交換、ドアの交換などを行います。DIYで行うことで、コストを削減することができます。

断熱リフォームの手順

1. 断熱材の敷き替え
2. 窓の交換
3. ドアの交換

お問い合わせ 環境課 33-3131 内線 1141

広報えにわ 2020年12月

12月1日号掲載